

入 札 説 明 書

業務名 宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金
(津波避難海域図作成) 業務委託

令和7年6月

岩手県沿岸広域振興局水産部

宮古水産振興センター

入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務名

宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（津波避難海域図作成）業務委託

(2) 業務の仕様その他明細

別紙「宮古管内浜の活力再生・成長促進交付金（津波避難海域図作成）業務委託特記仕様書」による

(3) 委託予定期間

120 日間

(4) 業務対象地域

下閉伊郡田野畑村島越地先ほか

2 入札参加資格

条件付一般競争入札公告の 3 に定める事項を具備していること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、入札参加者資格を証明するものとして、次の書類を令和 7 年 6 月 16 日(月曜)までの閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までに 15(2) の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について沿岸広域振興局長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

なお、当該書類の補足又は補正は、入札参加希望者から申出があり、かつ、受付期限までに補足又は補正が可能なもの限り認める。

ア 入札参加資格審査申請書（別紙「様式 1」）

イ 消費税の納税証明書（税務署が発行する「その 3 の 2」又は「その 3 の 3」をいう。）の写し

ウ 納税証明書（申請書を提出する日の属する年の直前 1 年間に岩手県に納付した岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例第 22 号）第 3 条に掲げる税目の納税証明書（様式第 111 号イ）の写し

エ 資本関係・人的関係に関する届出書（別紙「様式 2」）

オ 入札参加資格確認調書

※次の書類を添付のうえ提出すること

過去 10 年以内に、国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した津波シミュレーション業務において受注実績を有することを証するもの。

- (2) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。以下「説明書等」という。）を踏まえて、入札しなければならない。

4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定する中小企業等協同組合とその組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることとは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (2) 郵送、電報及び電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。
また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。
- (4) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

7 入札書記載事項

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札金額
- (4) 入札件名
- (5) 宛て名（「沿岸広域振興局長」とする）
- (6) 入札参加者住所・氏名・印（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印（頭書に「上記代理人」と記載））

8 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年6月24日（火曜）午前10時00分 宮古地区合同庁舎 第2会議室B

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に

納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約（有効期間の満了日が令和7年6月24日以降までのものに限る。）を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

10 入札への参加

- (1) 3(1)により提出された書類を審査した結果、参加者資格を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和7年6月20日（金曜）午後5時までにファックスにより通知する。

11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 条件付一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

12 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 開札は、入札終了後直ちに、入札を行った場所で行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札者と決定するものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、2回を限度とし、直ちに再度入札に付する。
- (2) 初度の入札に参加しない者は、再度入札に加わることができない。また、8(3)により、入札場から退去させられた者も同様とする。

14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の1以上の額とする。
ただし、会計規則第112条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約の条項は別添契約書案のとおりとする。
- (5) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

15 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
〒027-0072 岩手県宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎3階
岩手県沿岸広域振興局水産部 宮古水産振興センター 漁港漁村課
電話番号 0193-64-2216 ファックス番号 0193-71-1274